概要版

第２次
津市男女共同参画基本計画

平成25年３月
津　　市

1 計画策定の趣旨

津市では、平成19年（2007年）３月に男女共同参画都市を宣言し、同月30日津市男女共同参画推進条例を施行しました。その後平成20年（2008年）に、「津市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画意識の啓発や関連する各種事業を実施してきました。

本計画は、「津市男女共同参画基本計画」が平成24年度（2012年度）に終了することから、社会経済情勢の変化や市民意識の現状に対応し、新たに防災における男女共同参画やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）についての施策も加え、男女共同参画の推進を一層図るために策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、津市男女共同参画推進条例及び男女共同参画社会基本法に基づく計画です。また、本市の「津市総合計画」との整合性を図るとともに、他の関連諸計画と連携しながら推進するものです。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成25年度（2013年度）から平成29年度（2017年度）までとします。

男女共同参画社会とは・・・

「男女共同参画社会基本法」第２条において「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」とされています。

4 計画の基本理念

本計画は、「男女共同参画社会の実現」を目標とします。目標の達成に向けて、津市男女共同参画推進条例にある次の４つの基本理念に基づき、基本目標を定め、男女共同参画に関する施策を推進します。

津市男女共同参画推進条例における基本理念

（１）男女が、性別により差別されることなく、個人として個性と能力を十分に発揮することができる機会、また多様な生き方の選択をすることができる機会が確保されるとともに、個人としての人権が尊重されること。

（２）男女が社会の対等な構成員として、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動に参画し、かつ、責任を分かち合うこと。

（３）社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されること。

（４）男女が社会の対等な構成員として、本市における政策又は事業者における方針の立案及び決定の場に共同して参画できる機会が十分確保されること。

5 計画の進め方

（１）庁内推進体制の強化

男女共同参画に関する施策は、市政のあらゆる分野に関連しています。このため、より効果的な施策の推進に向け、庁内及び関係機関との連携体制を強化していきます。

（２）市民及び男女共同参画推進団体との協働による推進

男女共同参画社会の実現に向けて、行政だけでなく市民・地域・学校・事業所・各種団体等が連携し、本計画に基づいた取組を様々な場面で展開するものとします。

津市男女共同参画都市宣言

私たち津市民は、男女がともに、豊かな自然と文化を育み、男女共同参画が推進される魅力あるまち「津」を築くため、次の基本理念に立ち、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

1　男女がともに、それぞれの性と人格を尊重しあい、互いを思いやるまち「津」をめざします。

1　男女がともに、一人ひとりの個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画できるまち「津」をめざします。

1　男女がともに、一人の人間として自立し、生き生きと暮らせるまち「津」をめざします。

1　男女がともに、平和な社会を願い、友情の輪を世界へ広げるまち「津」をめざします。

平成19年３月29日制定

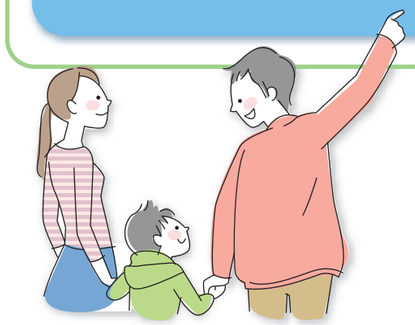

第２次津市男女共同参画基本計画（概要版）

発行年月：平成25年３月
発　　行：津市市民部男女共同参画室
〒514－8611
三重県津市西丸之内23番１号
電　話　059－229－3103
ＦＡＸ　059－229－3366
E-mail　229-3103@city.tsu.lg.jp

6 計画の体系図

本計画は、津市男女共同参画推進条例の基本理念に基づき、７つの基本目標を設定し、それぞれに施策を推進します。

目標	基本目標
男女共同参画社会の実現	Ⅰ　男女共同参画意識の啓発
	Ⅱ　政策・方針決定の場における男女共同参画
	Ⅲ　学校教育・生涯学習等における男女共同参画の推進
	Ⅳ　あらゆる場面における男女共同参画の推進
	Ⅴ　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進
	Ⅵ　男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の防止
	Ⅶ　男女共同参画の視点による健康づくりと生活支援

7 施策の推進

基本目標Ⅰ　男女共同参画意識の啓発

現状と課題

男女の平等感は、社会通念・慣習・しきたりなどで、“男性優遇”と感じている人の割合が高く、72.4%となっています。

男女共同参画意識が根付くよう、身近でわかりやすく、男女共同参画の意義や必要性について理解を促し、実践につながる啓発活動を行うことが必要です。

図　各分野の男女の平等感

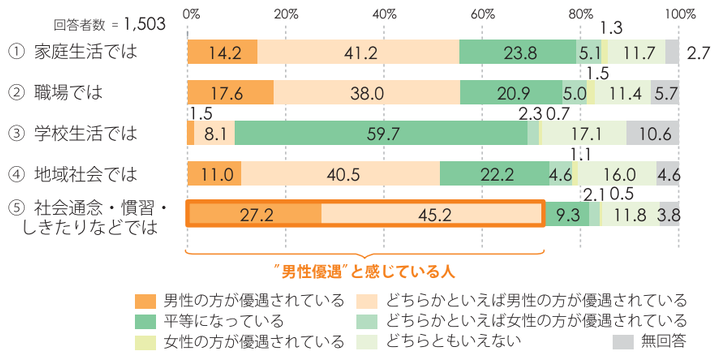

資料：男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査　調査結果報告書

施策の方向	内　　容
①　あらゆる場面での男女共同参画意識の啓発の推進	男女共同参画の積極的な実践につながるよう、市民の幅広い年齢層に対して身近でわかりやすい意識啓発に努めます。
②　関係機関・各種団体等との連携による男女共同参画意識の啓発の推進	関係課（室）や関係機関・市民活動団体などと連携・協力し、男女共同参画社会についての理解の浸透を図ります。

基本目標Ⅱ　政策・方針決定の場における男女共同参画

現状と課題

審議会等における女性委員の登用や市職員の管理職への女性の登用は徐々に進んできていますが、審議会委員における女性の割合は目標値である30%を下回っており、女性の登用を推進する具体的な方策が必要です。

図　審議会の女性委員割合の推移

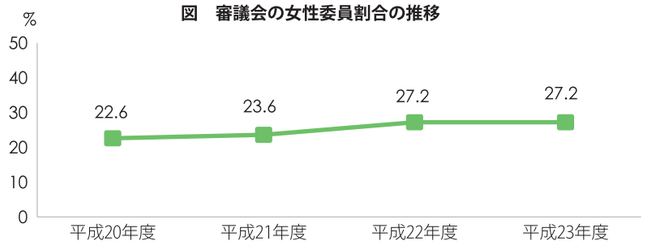

資料：行政経営課

施策の方向	内　　容
①　市の審議会等での男女共同参画の推進	審議会や各附属機関の委員等への積極的な女性の登用に配慮し、様々な意見を十分反映できる市政運営に努めます。
②　事業所・各種団体等の方針決定の場における男女共同参画の促進	事業所・各種団体等の方針決定の場における女性の登用に関する意識啓発や情報提供を行います。また、女性自身の能力開発への教育・学習機会の充実を図ります。
③　市職員の男女共同参画の視点に立った登用	研修会などを通じて、職員の男女共同参画意識の高揚を図るとともに、必要な能力、取組姿勢等を考慮し、男女共同参画の視点に立った登用に努めます。

基本目標Ⅲ　学校教育・生涯学習等における男女共同参画の推進

現状と課題

男の子には「社会的な地位を得るように」「経済的に自立できるように」、女の子には「家事など身の回りのことが自分でできるように」期待する割合が高く、性別役割分担意識が子育てや子どもの教育の考え方にも影響していることがうかがえます。

男女共同参画社会の実現に向けて、次世代を担う子どもの男女共同参画意識を育てることは大きな意味を持ち、家庭教育や地域における学習機会の充実、高等教育機関等との連携により、子どもから高齢者まで幅広い啓発活動を行うことが必要です。

図　子どもにしてほしい生き方

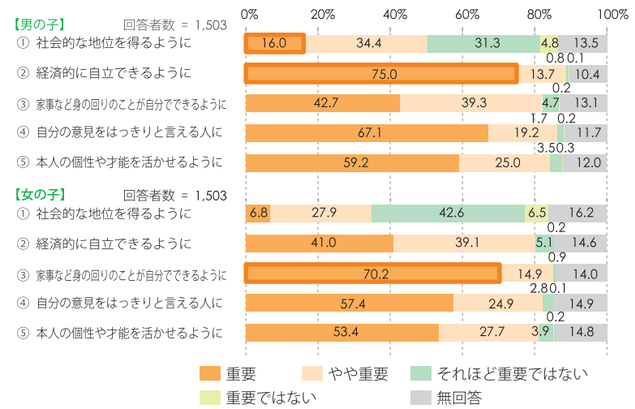

資料：男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査　調査結果報告書

施策の方向	内　　容
①　子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進	子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進に努めます。また、学校、地域、家庭の連携を図り、多様な教育活動の中で、男女共同参画の意識を啓発していきます。
②　男女共同参画社会の実現に向けた生涯学習の推進	様々な媒体や多様な機会の活用を通じて、学習の場の提供に努め、男女共同参画についての理解の促進に努めます。

基本目標Ⅳ　あらゆる場面における男女共同参画の推進

現状と課題

現状では地域活動を男性が担い、家庭生活の多くの部分で女性が役割を担う、といった性別による役割分担の実態がみられます。今後も、男女共同参画フォーラムをはじめとして、あらゆる場面における男女共同参画について考える機会を提供することが必要です。

また、平成23年３月に発生した東日本大震災を受けて、男女共同参画の観点からの防災対策の推進が求められており、防災分野への女性の参画促進や男女共同参画の視点を組み入れた防災活動等を検討する必要があります。

図　普段の生活について

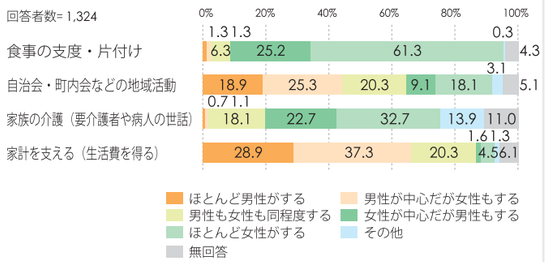

資料：男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査　調査結果報告書

施策の方向	内　　容
①　家庭における男女共同参画の促進	性別役割分担意識の解消など、男女共同参画について市民への意識啓発につながるよう、家庭教育支援に努めます。
②　地域における男女共同参画の促進	地域活動における特定の性別や年齢による固定的な役割分担意識を解消し、誰もが地域社会の担い手となる意識を啓発します。
③　防災における男女共同参画の促進	男女の支援ニーズの違いに配慮すること、また性別や年齢にかかわらず防災に参画することなど、男女共同参画の視点を組み入れた防災対策を推進します。
④　働く場における男女共同参画の促進	男女の賃金格差、昇進・昇格の格差の是正などについて事業所などに働きかけ、性別にかかわりなく、働きやすい職場環境づくりを促進します。
⑤　女性のチャレンジ支援	女性が子育て等を経験しながら多様な働き方ができるような環境づくりと、必要な知識や技術を習得する機会や情報の提供を行います。

基本目標Ⅴ　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

現状と課題

希望では「仕事と生活の調和を図る」の割合が最も高い一方、現実には「どちらかというと仕事を優先」の割合が最も高く、希望と現実での違いがみられます。

市民・事業所等社会全体がワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の重要性や有効性を理解し、働き方の見直しを含めて、実践につながる支援が必要です。

図　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）についての「希望」と「現実」

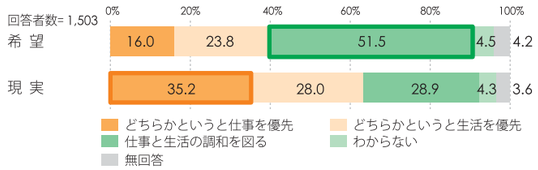

資料：男女共同参画に関する市民意識調査及び　事業所調査　調査結果報告書

施策の方向	内　　容
①　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の啓発と普及	市民・事業所に対して、働き方や固定的な性別役割分担意識を見直すなどの意識啓発を行います。
②　子育て・介護支援の充実	性別にかかわらず、生涯を通じてワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が実現できるような環境づくりに努めます。
③　育児・介護休業制度等の整備と利用促進	男女が共に、子育てや介護などをしながら、働き続けやすい環境を整備するため、育児・介護休業制度等の利用促進を図ります。

基本目標Ⅵ　男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の防止

現状と課題

ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）※を受けた人のうち、被害を「どこにも誰にも相談しなかった」人の割合は、半数を超えており、実際に被害が潜在化していることがうかがえます。

関連機関と連携し、様々な相談に適切な対応を行い、引き続き、男女共同参画の推進を阻害するＤＶやセクシュアル・ハラスメントなどの暴力の防止や解決に努めることが必要です。

図　ＤＶ被害の相談状況

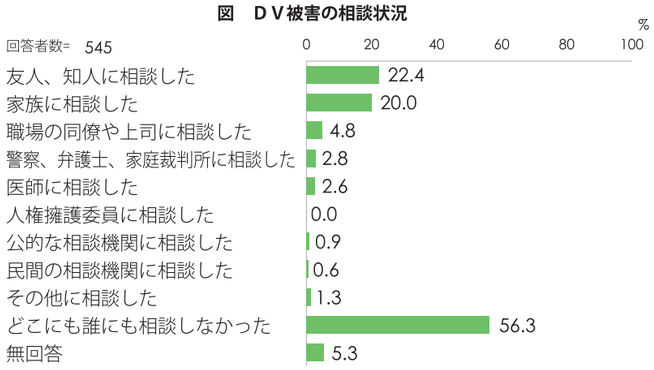

資料：男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査　調査結果報告書

施策の方向	内　　容
①　ＤＶ防止に向けた教育、広報、啓発及び被害に対する相談・支援体制の整備と充実	ＤＶは、児童虐待も含む重大な人権侵害であるという認識を高める教育、広報や啓発活動を進めます。また、安心して相談できる相談窓口の充実を図り、被害者の安全の確保から自立まで一体となった支援を行います。
②　セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた教育、広報、啓発及び被害に対する相談・支援体制の整備と充実	様々なハラスメントが、個人が能力を発揮し、安心して活動する妨げとなっていることを理解するための教育、広報や啓発活動を進めます。また、被害者が相談しやすい環境づくりに努めます。

※　ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）
夫婦や恋人など婚姻の有無を問わず親密なパートナー間の身体的・心理的暴力のこと。暴力とは、身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの、またはこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。平成13年（2001年）にＤＶ防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）が制定された。

基本目標Ⅶ　男女共同参画の視点による健康づくりと生活支援

現状と課題

経済・雇用情勢の急激な悪化など環境の変化により、様々な困難に直面する男女の実情を把握し、生活の自立と安定を図るための必要な措置を講じることが求められます。

生涯を通じて自分らしく充実した生活を送るため、性別によって異なる健康課題について男女が共に正しい知識を持ち、健康づくりに取り組むことが求められます。また、男女が互いの身体的性差を理解し、互いを尊重することは、男女共同参画社会の形成には不可欠なものです。

施策の方向	内　　容
①　生活上の困難を抱える人への相談・支援体制の整備と充実	生活上の様々な困難を解消し、個人が安心して暮らすことができるような支援の提供を図ります。
②　男女の生涯にわたる健康づくりの支援	男女が異なる健康上の問題が生じることへの理解の促進に努め、生涯を通じて健康を保持できるよう、健康づくりに関する様々な情報提供・健康相談事業の充実を図ります。